

遊佐町教育委員会
会 議 議 事 録

令和 7 年 3 月 2 1 日開催

遊佐町教育委員会

遊佐町教育委員会会議議事録

会議日時 令和7年3月21日（金曜日） 午前10時15分
会議場所 遊佐町防災センター 2階 会議室
開会時刻 開会宣言（教育長） 午前10時15分
閉会時刻 閉会宣言（教育長） 午前10時28分
出席委員 委員 齊藤敦子 委員 松本三也
欠席委員 教育長職務代理者 石川茂稔 委員 土門宏典
委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名
教育課長 荒木 茂 課長補佐兼総務学事係長 菅原 潤（書記）

議 題

- 議第 7号 遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令について
- 議第 8号 令和7年度遊佐町教育行政の重点施策について（学校教育）
- 議第 9号 令和7年度遊佐町教育行政の重点施策について（社会教育・文化財）
- 議第10号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

諸事の概要

教育長 これより遊佐町教育委員会会議を開催いたします。
本日、石川茂稔教育長職務代理者、土門宏典委員が所用により欠席しておりますが、教育委員2名の出席により定足数である過半数に達していることをご報告いたします。

教育長 本日の会議日程は、あらかじめお手元に配布しました資料のとおりであります。
次に日程第1、令和7年3月8日の会議議事録の確認をいたします。
議事録について書記をして要約し朗読いたさせます。

書記 （前回の議事録について、会議日時、出席委員、提出議題とその顛末等を要約して朗読する。）

教育長 ただいまの書記朗読のとおりであります。委員の皆さまには後ほど記載内容をご確認していただくとし、朗読内容にご異議ございませんか。

（全員より「異議なし」の声あり。）

教育長 ご異議なしと認めます。それでは後ほど議事録に署名願います。
続きまして日程第2、議第7号 遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令についての

件を議題とします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

書記 (上程の議案を朗読する。)

教育長 提案者より提案の理由を求めます。

教育課長 (議第7号について説明する。)

教育長 それでは、これをもって提案理由の説明を終わります。

本案は人事にかかわる案件でございますので、恒例により、審議に先立ち協議会を開催し、ご協議願いたいと思います。

お諮りいたします。本会議を協議会が終了するまで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員より「異議なし」の声あり。)

教育長 ご異議なしと認めます。それでは、本会議を協議会が終了するまで休憩いたします。

【 休 憩 】

教育長 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

議第7号の議事を継続いたします。

協議会の方で質疑は終了しておりますので、これを省略し採決に入りたいと思います。

議第7号 遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全員より「異議なし」の声あり。)

教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

教育長 続きまして日程第3、議第8号 令和7年度遊佐町教育行政の重点施策について(学校教育)、議第9号 令和7年度遊佐町教育行政の重点施策について(社会教育・文化財)の2議案を一括上程いたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

書記 (上程の議案を朗読する。)

教育長 提案者より提案の理由を求めます。

教育課長 (議第8号・議第9号について説明する。)

教育長 それでは、これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。先ほど協議会で協議していただきましたが、何かご質問ご意見等はございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長

それでは、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議第8号 令和7年度遊佐町教育行政の重点施策について（学校教育）、及び議第9号 令和7年度遊佐町教育行政の重点施策について（社会教育・文化財）の2議案を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第4、議第10号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について の件を議題とします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

書記

(上程の議案を朗読する。)

教育長

提案者より提案の理由を求めます。

教育課長

(議第10号について説明する。)

教育長

それでは、これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。先ほど協議会で協議していただきましたが、何かご質問ご意見等はございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長

それでは、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議第10号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

教育長

以上をもって、本日の本委員会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、遊佐町教育委員会会議を閉会いたします。

遊佐町教育委員会会議規則第19条の定めるところにより、ここに署名する。

令和7年6月26日

教 育 長

土門 敦

教育長職務代理者

石川 茂穂

委 員

齊藤 敦子

委 員

土門 宏典

委 員

松本 三也

事 務 局 職 員

曾根原 優